

総行行第41号
令和8年1月28日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

広域リージョン連携推進要綱の改正について（通知）

広域リージョン連携推進要綱（令和7年9月2日付け総行行第425号）の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知のうえ取扱いに遺漏のないように配慮願います。

改正の内容は、①広域リージョン連携の取組を推進するための国による支援、②プロジェクト実施主体の例示（いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」）、③広域リージョン連携ビジョンの公表等の手続の整備、④その他文言の整理の4点です。

各都道府県においては、関係団体及び貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。